

国指定風蓮湖鳥獣保護区風蓮湖特別保護地区
指定計画書（区域の拡張）
（案）

平成17年 月 日
環 境 省

1 指針

(1) 特別保護地区の名称

風蓮湖特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域(拡張する区域)

風蓮湖鳥獣保護区のうち、公有水面の区域(平成3年11月農林水産省告示第1361号による走古丹漁港の区域を除く。)

(3) 特別保護地区の存続期間(拡張する区域)

平成17年11月1日から平成25年7月23日(7年9ヵ月)

(4) 特別保護地区の保護に関する指針

特別保護地区の指定区分

集団渡来地の保護区

特別保護地区の指定目的

国指定風蓮湖鳥獣保護区は、北海道の根室半島基部に位置し、根室市及び野付郡別海町にまたがる風蓮湖とオホーツク海に面した砂嘴の発達した海岸砂丘からなる。風蓮湖は、東西約20km、周囲約65km、面積約56km²を有し、最大水深約11m、中央部が根室湾に開口した汽水の海跡湖である。湖の北側は、ポンヤウシュベツ川、ケネヤウシュベツ川、風蓮川等及び南側は、厚床川、別当賀川等の小河川が流入し、それぞれの河口部は湿原が形成されている。

このような自然環境を反映して、シギ・チドリ類、オオハクチョウ、ヒシクイ等の渡り鳥の渡来地、中継地として利用され、約280種の鳥類の生息が確認されている。また、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 - レッドデータブック - 鳥類」(環境省編)に記載された絶滅危惧 B類のオジロワシ並びに絶滅危惧 類のタンチョウ及びクマガラの生息も確認されている。

特に、今回拡張する区域は、広大な干潟とアマモ場であり、ガンカモ類の採餌及び休息の場に利用されている。このため、当該鳥獣保護区の中でも特に重要な区域として鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する

特別保護地区に新たに指定し、当該区域に生息する鳥類の保護及びその生息地の保護を図るものである。

特別保護地区の管理方針

- ・鳥類のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。
- ・鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

2 特別保護地区の区域を拡張する理由

今回、拡張する区域は、風蓮湖の水面であり、渡り鳥の採餌及び休息の場として重要な区域であることから、特別保護地区に指定するものである。

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 6,139 ha (937 ha)

内訳

ア 形態別内訳

林野	937 ha (937 ha)
農耕地	- ha
その他	- ha
水面	5,202 ha (0 ha)

イ 所有者別内訳

国有地	492 ha (492 ha)
財務省所管	492 ha (492 ha)

地方公共団体有地	273 ha	}	都道府県有地	- ha
	2			

(2 7 3 ha) 市町村有地等 2 7 3 ha
(2 7 3 ha)

私有地等 1 7 2 ha (1 7 2 ha)

公有水面 5 , 2 0 2 ha (0 ha)

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然公園法による地域	6 , 1 3 9 ha	特別地域	6 , 1 3 9 ha
	(6 , 1 3 9 ha)		(6 , 1 3 9 ha)
(野付・風蓮道立自然公園)		普通地域	- ha

(注)()は既指定区域の面積

4 指定する区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域は、北海道の根室半島基部に位置し、根室市及び野付郡別海町に位置する。

イ 地質、地形等

当該区域は、中央部が根室湾に開口した汽水の海跡湖であり、東西約 2 0 km、周囲約 6 5 km、面積約 5 6 km²、最大水深約 1 1 m である。湖の北側は、ポンヤウシュベツ川、ケネヤウシュベツ川、風蓮川等及び南側は、厚床川、別当賀川等の小河川が流入し、それぞれの河口部は湿原が形成されている。

ウ 植物相の概要

当該区域は、エビアマモが概ね湖の全域に自生しているほか、アナアオサ、ボウアオノリ、アサミドリシオグサ、タルガタジュズモ、モッキヒトエ、エゾヤハズ、ネバリモ、ツルモ、アナメ、ウガノモク、ウミノトラノオ、オゴノリ、マツ

モ、ハケサキノコギリヒバ、アリュウシャンノコギリヒバ、クシベニヒバ等の海藻類の生育が確認されている。

エ 動物相の概要

当該区域は、鳥類では、タンチョウ、オオワシ、オジロワシ、シマフクロウ等の国内希少野生動植物種、オオハクチョウ、ヒシクイ、コクガン、ヒドリガモ、オナガガモ、スズガモ、ホオジロガモ等のガン・カモ類、メダイチドリ、キアシシギ等のシギ・チドリ類等の生息が確認されている。魚類では、シロザケ、アメマス、ニジマス、イトウ、チカ、コマイ、ニシン等の生息が確認され、貝類ではアサリ、ヒメアサリ、イソシジミ、ヤマトシジミ、オオノガイ等23種の生息が確認されている。また、甲殻類では、ホッカイエビ、スジエビ、エビジャコ、トゲオヨコエビ等の生息が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

当該区域においては、農林水産業被害防止のための有害鳥獣捕獲の許可実績はない。ただし、平成14年度から、北海道エゾシカ保護管理計画に基づく個体数調整が走古丹地域において実施されている。

4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域に置いて、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置されたため、第29条第7項の許可を受けることができないため、又は同条第10項の規定により条件を付されたため損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

5 国指定鳥獣保護区特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

特別保護地区用制札 10 本

案内板

2 基

生息する鳥獣類
ア. 鳥類

別表

目	科	種または亜種	種の指定等
【アビ目】	【アビ科】	アビ	
		オオハム	
		シロエリオオハム	
		ハシジロハビ	
【カイツブリ目】	【カイツブリ科】	カイツブリ	
		ハジロカイツブリ	
		ミミカイツブリ	
		アカエリカイツブリ	
【ミズナギドリ目】	【アホウドリ科】	コアホウドリ	EN
	【ミズナギドリ科】	フルマカモメ	
		ハシボソミズナギドリ	
	【ウミツバメ科】	ハイロウミツバメ	
		コシジロウミツバメ	
【ペリカン目】	【カツオドリ科】	カツオドリ	
	【ウ科】	ウミウ	
		ヒメウ	
【コウノトリ目】	【サギ科】	アマサギ	
		ダイサギ	
		チュウサギ	NT
		コサギ	
		カラシラサギ	DD
	アオサギ		
	【コウノトリ科】	コウノトリ	CR、国内希少
		ナベコウ	
	【トキ科】	クロツラヘラサギ	CR
【カモ目】	【カモ科】	コクガン	国天、VU
		マガン	国天、NT
		カリガネ	
		ヒシクイ	国天、VU
		ハクガン	DD
		オオハクチョウ	
		コハクチョウ	
		ツクシガモ	EN
		マガモ	
		カルガモ	
		コガモ	
		トモエガモ	VU
		ヨシガモ	
		オカヨシガモ	
		ヒドリガモ	
		アメリカヒドリ	
		オナガガモ	
		シマアジ	
		ハシビロガモ	
		ホシハジロ	
		キンクロハジロ	
		スズガモ	
		クロガモ	
ビロードキンクロ			
アラナミキンクロ			
シノリガモ	LP		
コオリガモ			
ホオジロガモ			

目	科	種または亜種	種の指定等
		コモンシギ	
		キリアイ	
		オオハシシギ	
		<u>シベリアオオハシシギ</u>	DD
		ツルシギ	
		<u>アカアシシギ</u>	VU
		コアオアシシギ	
		アオアシシギ	
		オオキアシシギ	
		コキアシシギ	
		<u>カラフトアオアシシギ</u>	CR、国内希少
		クサシギ	
		タカブシギ	
		キアシシギ	
		イシシギ	
		ソリハシシギ	
		オグロシギ	
		オオソリハシシギ	
		ダイシャクシギ	
		ハウロクシギ	VU
		チュウシャクシギ	
		ハリモモチュウシャクシギ	
		<u>コシャクシギ</u>	CR
		ヤマシギ	
		タシギ	
		<u>オオジシギ</u>	NT
		コシギ	
	<u>[セイタカシギ科]</u>	<u>セイタカシギ</u>	EN
	<u>[ヒレアシシギ科]</u>	ハイイロヒレアシシギ	
		アカエリヒレアシシギ	
	<u>[ツバメチドリ科]</u>	<u>ツバメチドリ</u>	VU
	<u>[トウゾクカモメ科]</u>	オオトウゾクカモメ	
		トウゾクカモメ	
		クロトウゾクカモメ	
		シロハラトウゾクカモメ	
	<u>[カモメ科]</u>	ユリカモメ	
		セグロカモメ	
		カナダカモメ	
		オオセグロカモメ	
		ワシカモメ	
		シロカモメ	
		カモメ	
		ウミネコ	
		<u>ズグロカモメ</u>	VU
		ミツユビカモメ	
		クロハラアジサシ	
		ハシグロクロハラアジサシ	
		アジサシ	
		コジロアジサシ	
		セグロアジサシ	
		<u>コアジサシ</u>	VU
	<u>[ウミスズメ科]</u>	<u>ウミガラス</u>	CR、国内希少
		<u>ケイマフリ</u>	VU
		<u>ウミスズメ</u>	CR
		コウミスズメ	

目	科	種または亜種	種の指定等
		ウトウ	
【ハト目】	【ハト科】	キジバト アオバト	
【カッコウ目】	【カッコウ科】	カッコウ ツツドリ	
【フクロウ目】	【フクロウ科】	シロフクロウ ワシミズク シマフクロウ コミズク オオコノハズク フクロウ	CR、国内希少 国天、CR、国内希少
【ヨタカ目】	【ヨタカ科】	ヨタカ	
【アマツバメ目】	【アマツバメ科】	ハリオアマツバメ アマツバメ	
【ブッポウソウ目】	【カワセミ科】 【ヤツガシラ科】	カワセミ ヤツガシラ	
【キツツキ目】	【キツツキ科】	アリスイ ヤマゲラ クマゲラ アカゲラ オオアカゲラ コアカゲラ コゲラ	国天、VU
【スズメ目】	【ヒバリ科】	ヒメコウテンシ コヒバリ ヒバリ ハマヒバリ	
	【ツバメ科】	ショウドウツバメ ツバメ コシアカツバメ イワツバメ	
	【セキレイ科】	ツメナガセキレイ キセキレイ ハクセキレイ セグロセキレイ ピンズイ セジロタヒバリ ムネアカタヒバリ タヒバリ	
	【サンショウクイ科】	サンショウクイ	VU
	【ヒヨドリ科】	ヒヨドリ	
	【モズ科】	モズ オオモズ	
	【レンジャク科】	キレンジャク ヒレンジャク ミソサザイ	
	【イワヒバリ科】	カヤクグリ	
	【ツグミ科】	コマドリ ノゴマ コルリ ルリビタキ ジョウビタキ ノビタキ イソヒヨドリ トラツグミ	

目	科	種または亜種	種の指定等
		クロツグミ アカハラ シロハラ ツグミ	
	[ウグイス科]	ヤブサメ ウグイス エゾセンニュウ シマセンニュウ マキノセンニュウ コヨシキリ メボソムシクイ エゾムシクイ センダイムシクイ キクイタダキ	
	[ヒタキ科]	キビタキ ムギマキ オジロビタキ オオルリ サメビタキ コサメビタキ	
	[エナガ科]	エナガ	
	[シジュウカラ科]	ハシブトガラ コガラ ヒガラ ヤマガラ シジュウカラ	
	[ゴジュウカラ科]	ゴジュウカラ	
	[キバシリ科]	キバシリ	
	[メジロ科]	メジロ	
	[ホオジロ科]	シラガホオジロ ホオジロ ホオアカ コホオアカ カシラダカ ミヤマホオジロ <u>シマアオジ</u> アオジ クロジ シベリアジュリン オオジュリン ツメナガホオジロ ユキホオジロ ミヤマシトド キガシラシトド	NT
	[アトリ科]	アトリ カワラヒワ マヒワ ベニヒワ コベニヒワ ハギマシコ オオマシコ ギンザンマシコ イスカ ナキイスカ ベニマシコ	

目	科	種または亜種	種の指定等
		ウソ イカル シメ	
	【ハタオリドリ科】	ニューナイスズメ スズメ	
	【ムクドリ科】	コムクドリ ムクドリ	
【スズメ目】	【コウライウグイス科】	コウライウグイス	
	【カラス科】	カケス ホシガラス ハシボソガラス ハシブトガラス ワタリガラス	
合計(種)		286種	

イ. 獣類

目	科	種または亜種	種の指定等
【コウモリ目】	【ヒナコウモリ科】	<u>ウスリドーベントンコウモリ</u> <u>ヒメホオヒゲコウモリ</u> <u>カグヤコウモリ</u> <u>ホンドノレンコウモリ</u> <u>ヒメホリカワコウモリ</u> <u>チチブコウモリ</u> <u>ニホンウサギコウモリ</u> <u>ニホンコテングコウモリ</u>	VU EN EN EN EN VU VU VU
【ウサギ目】	【ウサギ科】	<u>エゾユキウサギ</u>	
【ネズミ目】	【リス科】	エゾリス エゾシマリス エゾモモンガ	
【ネコ目】	【クマ科】	ヒグマ	LP
	【イヌ科】	エゾタヌキ キタキツネ	
	【イタチ科】	エゾオコジョ キタイイズナ ニホンイタチ アメリカミンク エゾクロテン ラッコ	NT DD DD
【アザラシ目】	【アザラシ科】	ゴマフアザラシ	
【ウシ目】	【シカ科】	エゾシカ	
合計(種)		23種	

(注)

1. 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(平成14年7月、環境省自然環境局 野生生物課)に拠った。

2. 種の指定等の要件は次のとおりである。

国特天:国指定特別天然記念物 国天:国指定天然記念物

レッドデータブック(平成14年、環境省)

CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧 類、NT:準絶滅危惧

DD:情報不足、LP:絶滅の恐れのある地域個体群

国内希少:絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種

国際希少:絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種

3. 印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1号の規定により環境大臣が、特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定めた鳥獣(平成14年12月26日環境省令第28号)及び天然記念物に指定された鳥獣。